

# 練馬区農業経営基盤の強化の 促進に関する基本的な構想

平成28年(2016年)3月～令和8年(2026年)3月

平成28年(2016年)3月

【令和5年(2023年)9月 一部改定】

練 馬 区

## 【目 次】

1	本構想について.....	1
2	農業経営基盤の強化の促進に関する目標.....	1
(1)	農地面積の推計.....	1
(2)	農家戸数・就業人員の推計.....	2
(3)	練馬区認定農業者等の認定者数の目標.....	2
3	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する 目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項.....	2
(1)	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する 目標.....	2
(2)	その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項.....	2
4	効率的かつ安定的な農業経営モデル.....	3
(1)	目標とする農業所得.....	3
(2)	労働力.....	3
(3)	労働時間.....	4
(4)	経営管理の方法および農業従事の態様等の改善.....	4
(5)	経営モデルの類型・指標.....	5
5	新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標.....	8
(1)	新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標.....	8
(2)	新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標.....	8
(3)	新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組.....	8
(4)	新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき経営モデル.....	8
6	農業経営を担う者の確保および育成に関する事項.....	9
(1)	農業を担う者の確保及び育成の考え方.....	9
(2)	練馬区が主体的に行う取組.....	9
(3)	関係機関との連携・役割分担の考え方.....	10
(4)	就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための 情報収集・相互提供.....	10
7	農業経営基盤強化促進事業に関する事項.....	10
	【用語解説】.....	11

## 1 本構想について

本構想は、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「促進法」という。）第6条の規定に基づく「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」（以下「基本構想」という。）として、練馬区が今後10年間（平成28年3月～令和8年3月）において育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の目標を明らかにするために「東京都農業振興基本方針」に即して策定します。

本構想は、従前基本構想に位置付けていた「練馬区農業振興計画（平成23年度～令和2年度）」の第3章の一部および第5章について所要の改定を行い、独立させたものになります。

なお、本構想では、促進法第6条第2項各号に掲げる事項（目次の2，3，4，5，6，7）を定めるものとし、都市農業の振興および都市農地の保全については、「みどりの風吹くまちビジョン～新しい成熟都市・練馬をめざして～」および「練馬区産業振興ビジョン」に基づき取り組みます。

## 2 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

練馬区の農業は、野菜を中心に、果樹、花卉、植木等の生産が盛んに行われ、市場出荷型の経営、多品目栽培による直売型の経営、畝売りや農業体験農園<sup>1</sup>、観光農園等の都市農業における利点を活かした経営等、多様な農業経営が展開されています。

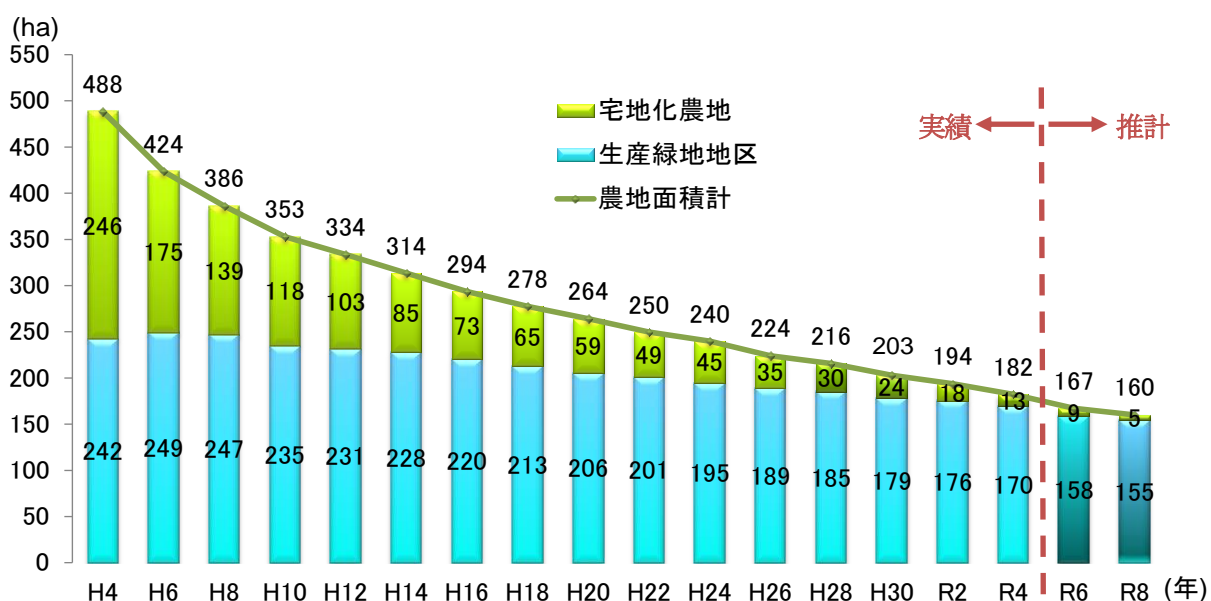
今後、これらの取組が、意欲ある農業者によって一層推進されるよう区は必要な支援を行い、効率的かつ安定的な農業経営が実現することを目指します。

練馬区では練馬区認定農業者<sup>2</sup>および練馬区都市型認定農業者<sup>3</sup>（以下「練馬区認定農業者等」という。）を効率的かつ安定的な農業経営を営む者として位置付け、練馬区認定農業者等に係る制度等を推進します。

以下では、令和8年の農地面積等の基本的な農業指標について推計するとともに、練馬区認定農業者等の認定者数の目標を設定します。

### (1) 農地面積の推計

平成4年から平成26年までの農地面積の減少率と、令和4年以降の生産緑地の買取り申出<sup>4</sup>件数の増加による農地面積の減少予測をもとに令和8年の農地面積を推計すると、160ha（平成26年比減少率-29%）となります。



(出典:練馬区都市整備部)

## (2) 農家戸数・就業人員の推計

平成24年から平成26年までの一年あたりの農家戸数の増減率(-3.22%)、就業人員の増減率(-3.86%)をもとに令和8年の農家戸数・就業人員を推計すると、農家戸数は314戸、就業人員は603人となります。

	平成24年	平成26年		令和8年	
		戸数・人員	増減率	戸数・人員	増減率
農家戸数	498戸	465戸	-6.6%	314戸	-32.5%
就業人員	1,075人	968人	-10%	603人	-37.7%

## (3) 練馬区認定農業者等の認定者数の目標

平成27年末時点の練馬区認定農業者等は、76経営体となっています。今後は、1年当たり3経営体の新規認定と平成27年末時点の練馬区認定農業者等は全て再認定することを目指します。この場合、令和8年3月時点の認定者数は106経営体となります。

## 3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

### (1) 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

練馬区は、全都市街化区域であるため農用地の集積は行えませんが、練馬区認定農業者等が営む農用地を効率的かつ安定的な農業経営が営まれる農用地として位置付け、発展的な農業を推進できるようにすることを目指します。

#### ア 効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占めるべき面積の割合の目標

平成27年末時点の練馬区認定農業者等の平均経営面積(0.7ha)と令和8年の農地面積の平成26年比変化率(63%)をもとに、令和8年3月時点の練馬区認定農業者等(106経営体)の経営面積を推計すると、46.7haとなります。

この推計と区内全体の農地面積の推計をもとに、令和8年3月時点の目標をつぎのとおり設定します。

$\text{練馬区認定農業者等の経営面積（令和8年3月時点推計）} \div \text{区内農地面積（令和8年推計）} = 46.7\text{ha} \div 160\text{ha} = 29.2\%$
---

#### イ 効率的かつ安定的な農業経営が利用する農用地の面的集積についての目標

農用地と住宅地が混在した練馬区では農用地の面的集積は困難なため、施設化等の推進により農用地の高度利用を図り、実質的な経営耕地面積の確保に努めていきます。

### (2) その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

練馬区は、関係機関および関係団体との緊密な連携のもと、認定農業者等の担い手の状況に応じ、地域の地理的自然的条件、営農類型の特性、農地の保有および利用状況ならびに農業者の意向を踏まえた効率的かつ安定的な農業経営の実現を後押しするための都市農地貸借円滑化法による農地貸借等の取組を進めます。その際、関係機関および関係団体とともに、こうした取組が効果的かつ計画的に展開されるよう、地域の農業生産者をはじめとする関係者の合意の形成を図りつつ、認定農業者等の担い手が農業経営の改善を計画的に進めるための措置を必要に応じて講じていきます。

#### 4 効率的かつ安定的な農業経営モデル

練馬区農業経営実態調査（練馬区農業委員会）、練馬区農業者意向調査（区都市農業課）から、代表的な農業経営のモデルとしては、①野菜の市場出荷を中心とした経営、②多品目野菜の直売を中心とした経営、③果樹生産を中心とした経営、④花卉・植木生産を中心とした経営、⑤都市農業の利点を広く取り入れた経営の5つのタイプが考えられます。

##### 経営モデル

- ア 野菜の市場出荷を中心とした農業経営
- イ 多品目野菜の直売を中心とした農業経営
- ウ 果樹生産を中心とした経営
- エ 花卉・植木生産を中心とした経営
- オ 都市農業の利点を広く取り入れた経営

##### (1) 目標とする農業所得

「東京都農業振興基本方針」では、東京の農業をリードする経営体モデル（所得目標：1,000万円）、地域の農業を担う経営体モデル（所得目標：600万円）、農業の広がりを支える経営体モデル（所得目標：300万円）を設定し、このうち、地域の農業を担う経営体モデル（所得目標：600万円）を、他産業並みの労働時間で他産業並みの所得を挙げ得る「効率的かつ安定的な農業経営」のモデルとしています。

練馬区では、同基本方針に基づき、他産業並みの所得水準である所得目標600万円を基本として設定しますが、農業者の専業・兼業等の経営形態、経営耕地面積等の経営規模に応じた所得目標として、1,000万円、300万円についても、それぞれ設定します。これらの農業所得を目標として意欲的に取り組む農業者を、促進法の規定に基づく認定農業者として位置付け、その取組を支援していきます。

このほか、小規模の経営でありながらも、自らの農業経営において都市農業・農地の多面的機能を発揮し、練馬の農業を支え、農業経営に意欲的に取り組む農業者の所得目標を、区独自の200万円として設定します。この目標に向けて意欲的に取り組む農業者を、区独自の制度に基づく都市型認定農業者として位置付け、その取組を支援していきます。

##### 目標とする農業所得

ア 練馬の農業をリードする経営体モデル	1,000万円
イ 練馬の農業を担う経営体モデル	600万円
ウ 練馬の農業の広がりを支える経営体モデル	300万円
エ 小規模経営でありながら、自らの農業経営において都市農業・農地の多面的機能を発揮し、練馬の農業を支える経営体モデル	200万円

##### (2) 労働力

労働力については、主たる従事者2名からなる家族経営を基本として設定します。

##### 基本とする労働力

主たる従事者2名

### (3) 労働時間

主たる従事者の労働時間については、①機械化等により省力化を積極的に進め、生産性の向上を図る、②厚生労働省の「労働時間短縮推進計画」を基準に他産業並みの水準を目指す、③休日については「家族経営協定<sup>7</sup>」の締結等により週・月・年単位の目標を定め、計画的な取得を行うことを前提に、つぎのとおり設定します。

主たる従事者一人あたりの年間労働時間
--------------------

1,800時間
---------

### (4) 経営管理の方法および農業従事の態様等の改善

効率的かつ安定的な農業経営における経営管理方式として、複式簿記や農業日誌の記帳、青色申告の普及、家計との分離等による計画的で企業的な経営管理を目指します。IT機器の導入を推進し、効率的な経営管理の実現を目指します。

農業従事の態様等は、家族経営協定に基づく給料制、休日制の導入や、農繁期等における「ねりま農サポーター<sup>8</sup>」等の活用により改善を目指します。

## (5) 経営モデルの類型・指標

## ア 野菜の市場出荷を中心とした農業経営

営農形態	経営面積 (a) 作付面積 (a)	労働力 (人)	主な作付け 主な品目等	所得金額 (万円)	主な施設・機械
野菜の市場 出荷を中心 とした経営	100 うち施設 (5) 200	3	キャベツ ブロッコリー ダイコン 葉菜類	300	トラクター、移植 機、運搬車、動力噴 霧機、播種機、予冷 庫、パイプハウス
野菜の市場 出荷と直売 を組み合わ せた経営	90 うち施設 (5) 135	2	キャベツ ブロッコリー 果菜類 葉菜類	300	トラクター、移植 機、運搬車、動力噴 霧機、播種機、パイ プハウス
市場出荷と 農業体験農 園を組み合 わせた経営	100 うち体験農園 (40) 160	3	キャベツ、 トマト、キュウ リ等の果菜類、 コマツナ、ホウ レンソウ等の 軟弱野菜、根菜 類等	600	トラクター、移植 機、運搬車、動力噴 霧機、播種機、予冷 庫、パイプハウス、 体験農園施設

## イ 多品目野菜の直売を中心とした農業経営

営農形態	経営面積 (a) 作付面積 (a)	労働力 (人)	主な作付け 主な品目等	所得金額 (万円)	主な施設・機械
多品目野菜 の直売や契 約販売を中 心とした経 営	50 うち施設 (5) 75	2.5	トマト、キュウ リ等の果菜類、 コマツナ、ホウ レンソウ等の 軟弱野菜、根菜 類等	300	トラクター、動力噴 霧機、播種機、予冷 庫、鉄骨ハウス、直 売施設
	30 うち施設 (2) 45				
多品目野菜 の直売に、農 業体験農園 を取り入れ た経営	90 うち施設 (10) うち体験農園 (40) 115	3	トマト、キュウ リ等の果菜類、 コマツナ、ホウ レンソウ等の 軟弱野菜およ び根菜類等	600	トラクター、運搬 車、動力噴霧機、播 種機、予冷库、パイ プハウス、体験農園 施設、直売施設

営農形態	経営面積 (a) 作付面積 (a)	労働力 (人)	主な作付け 主な品目等	所得金額 (万円)	主な施設・機械
多品目野菜 の直売に、ふ れあい農園 や観光農園 を取り入れ た経営	60 うち施設 (3) うち観光農園 (10)	3	トマト等の果 菜類、コマツナ 等の軟弱野菜、 根菜類、イモ 類、ブルーベリ ー等	300	トラクター、動力噴 霧機、播種機、予冷 庫、パイプハウス、 直売施設、手洗い施 設
	85				
	50 うち施設 (5) うち観光農園 (10)	2	トマト等の果 菜類、コマツナ 等の軟弱野菜、 根菜類、イモ 類、ブルーベリ ー等	200	トラクター、動力噴 霧機、播種機、パイ プハウス、直売施 設、手洗い施設
70					

#### ウ 果樹生産を中心とした農業経営

営農形態	経営面積 (a) 作付面積 (a)	労働力 (人)	主な作付け 主な品目等	所得金額 (万円)	主な施設・機械
果樹の直売 と予約販売 を取り入れ た経営	40	2 +	ブドウ カキ キウイ等	300	果樹棚、スピードス プレーヤー、トラク ター、防薬シャッタ ー
	40				
	25	1 +	ブドウ カキ キウイ等	200	果樹棚、動力噴霧 器、トラクター、防 薬シャッター
25	補助1				

#### エ 花卉・植木生産を中心とした農業経営

営農形態	経営面積 (a) 作付面積 (a)	労働力 (人)	主な作付け 主な品目等	所得金額 (万円)	主な施設・機械
花卉生産で、 主に市場出 荷する経営	45 うち施設 (20)	3 +	シクラメン、パ ンジー、ビオ ラ、プリムラ、 ペチュニア、マ リーゴールド、 ベゴニア等	1,000	運搬車、動力噴霧 機、鉄骨ハウス、 パイプハウス、暖 房機、砕土機
	90				
植木生産を 中心とした 経営	70	2	ハナミズキ サツキ ツツジ ベニカナメ等	300	パワーショベル、 クレーンつきトラ ック、根きりチェ ンソー、トラクタ ー
	80				



才 都市農業の利点を広く取り入れた農業経営

営農形態	経営面積 (a) 作付面積 (a)	労働力 (人)	主な作付け 主な品目等	所得金額 (万円)	主な施設・機械
農業体験農園を中心に、野菜の直売を行う経営	90 うち体験農園 (50)  110	2.5	トマト、キュウリ等の果菜類、コマツナ、ホウレンソウ等の軟弱野菜および根菜類等	600	トラクター、運搬車、動力噴霧機、播種機、予冷庫、パイプハウス、体験農園施設、直売施設
ふれあい農園や観光農園を中心に、野菜の直売を行う経営	70 うち施設 (5) うち観光農園 (50)  80	2.5	トマト等の果菜類、コマツナ等の軟弱野菜、根菜類、イモ類、ブルーベリー等	600	トラクター、動力噴霧機、播種機、予冷庫、パイプハウス、直売施設、手洗い施設

## 5 新たに農業経営を営もうとする青年<sup>9</sup>等の育成・確保に関する目標

### (1) 新規就農の現状

練馬区の平成26年度の新規就農者は3人であり、過去3年間の平均人数も3人とほぼ横ばいの状況となっています。今後、担い手の高齢化や農業従事者の減少を考慮すると、将来にわたって練馬の農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要があります。

### (2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

国が掲げる、新規就農し定着する農業者を年間1万人から2万人に倍増するという新規就農者の確保・定着目標や、「東京都農業振興基本方針」に掲げられた、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保目標を踏まえ、練馬区においては現状の2倍の当該青年等の確保を目標とします。

### (3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

練馬区は新規就農者の確保を推進するため、農業経営・就農支援センター<sup>10</sup>等と連携を図りながら、新規就農相談機能の充実を図ります。東京都中央農業改良普及センター、JA東京あおば等と連携して、重点的に技術指導および経営指導を行い、将来的には認定農業者へと誘導していきます。

### (4) 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき経営モデル

#### ア 目標とすべき農業所得・労働時間

練馬区および周辺区市の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間労働時間（主たる従事者1人あたり1,800時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業所得を主として生計が成り立つ年間農業所得（練馬の農業を担う経営体モデルの所得目標の5割程度である300万円程度）を確保することを目標とします。

#### イ 目標とすべき経営モデルの類型・指標

アに示す目標を可能とする、新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき経営モデルの類型・指標については、現に練馬区および周辺区市で展開している優良事例を踏まえつつ、4の(5)に示す経営モデルの類型・指標のうち、目標とすべき所得金額が300万円以上である営農形態とします。

## 6 農業を担う者の確保及び育成に関する事項

### (1) 農業を担う者の確保及び育成の考え方

練馬区内の農畜産物を安定的に生産し、農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組みます。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、東京都農業会議、東京都、農業委員会、JA東京あおば等（以下「関係機関等」という。）と連携して研修・指導や相談対応等に取り組みます。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ等、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行うよう努めます。

更に、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制、ねりま農サポーター等の労働力の活用等に取り組みます。

加えて、練馬区の農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、新たに農業経営を営もうとする青年等、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、関係機関等と連携しながら地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、研修や農業者との交流を通じ、農業者へのあっせん受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行うよう努めます。

### (2) 練馬区が主体的に行う取組

練馬区は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、関係機関等と連携して、就農等希望者に対する情報提供等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施や、必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保を行います。これらのサポートを行うため、練馬区は5の(3)の取組等に記載のあるとおり体制の構築を図ります。

また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談に対応するための相談対応、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行うよう努めます。

これらのサポートを関係機関等と連携して、農業を担う者の受入から定着まで必要となるサポートを一元的に実施できる体制を構築することを目指します。

さらに、新規就農者等が地域内で孤立することがないように必要な配慮を行います。

練馬区は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国による支援策や東京都による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導するよう努めます。

### (3) 関係機関との連携・役割分担の考え方

練馬区は関係機関等と連携しつつ、区が全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下のとおり実施します。

東京都農業会議、農業委員会は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、情報の提供および紹介・あっせん等を行います。

### (4) 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

練馬区は関係機関等と連携して、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、東京都及び農業経営・就農支援センターへ情報提供します。

また、農業を担う者の確保のため、関係機関等と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、区内において後継者がいない場合は、東京都及び農業経営・就農支援センター等の関係機関へ情報提供します。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう農業経営・就農支援センター、農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行います。

## 7 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

練馬区は全城市街化区域<sup>11</sup>のため、本事業には該当しません。

## 【用語解説】

### 1 農業体験農園

区が管理する区民農園・市民農園とは異なり、農家が開設し、耕作の主導権を持って経営・管理している農園。利用者は、入園料・農産物収穫代金を支払い、園主（農家）の指導のもと、種まきや苗の植付けから収穫までを体験できる。

### 2 練馬区認定農業者

農業者自らが作成する、5年後の経営改善目標等を記載した「農業経営改善計画」における目標所得額が300万円以上であり、かつ、その内容が促進法の規定に基づき適切であるとして、区から認定を受けた農業者。

### 3 練馬区都市型認定農業者

農業者自らが作成する、5年後の経営改善目標等を記載した「農業経営改善計画」における目標所得額が200万円以上300万円未満であり、かつ、その内容が適切であるとして、区から認定を受けた農業者。

### 4 生産緑地の買取り申出

生産緑地地区の指定から30年を経過した場合、または農業の主たる従事者の死亡もしくは重大な故障により営農が困難となった場合に、区市町村長に対して行うことができる。申出の結果、区市町村が買い取らず、近隣農業者への斡旋も不調となった場合、申出の日から3か月後に行為制限が解除され、建築物の建築や宅地造成等が可能となる。

### 5 宅地化農地

市街化区域内で生産緑地の指定を受けていない農地で、宅地並み課税を受ける農地。

### 6 生産緑地地区

「都市計画法」における地域地区の一種で、市街化区域内の農地を「生産緑地法」に基づき指定する。生産緑地地区に指定されると、指定された農地は営農義務が生じるが、固定資産税・都市計画税が軽減される。

### 7 家族経営協定

経営における役割分担、収益の分配等を家族の話し合いによりルール化するもので、後継者や配偶者等の経営意欲の向上と能力の発揮を促すことを目的としている。

### 8 ねりま農サポーター

「練馬区農の学校事業」において、所定の講座を修了した区民を「ねりま農サポーター」として認定する。「ねりま農サポーター」は、区内農業者の支え手として活動するとともに、区内農業イベントの支援等を行う。

## 9 青年

促進法施行規則第1条で、原則として18歳以上45歳未満と規定している。

## 10 農業経営・就農支援センター

促進法第11条の11の規定に基づく、地域の農業を担う人材を幅広く確保し育成するため、農業経営及び就農相談等を行うため拠点。東京都においては、一般社団法人東京都農業会議を農業経営支援、公益財団法人東京都農林水産振興財団を就農支援の業務を行う拠点として位置付けている。

## 11 市街化区域

都市計画法に基づき指定された、既に市街地を形成している区域および概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。